

小型機船底びき網漁業

番号	制 限 措 置 (規則第11 条関係)							申請期間
	漁業種類	許可等をすべき船舶の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数 (旧漁船法馬力数)	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	
2-2-2	手繰第3種貝けた網漁業 (大分県専管海域)	77 隻	5 トン未満	48 キロワット (15) 以下	次のイ、ロ、ハ、ニ及びホの各点を順次に結んだ線並びにこのホからイに至る最大高潮時海岸線から5,000メートルの距離の線によって囲まれた海域 イ 大分県と福岡県との最大高潮時海岸線における境界点から18度(真方位)5,000メートルの点 ロ 同上11度45分(真方位)12,300メートルの点 ハ 豊後高田市と国東市との最大高潮時海岸線における境界点から339度30分(真方位)10,000メートルの点 ニ 豊後高田市と国東市との最大高潮時海岸線における境界点から335度(真方位)7,000メートルの点 ホ 豊後高田市香々地松津ミチズカ西端から308度(真方位)5,000メートルの点	令和8年10月8日から令和8年11月9日まで	中津市(三光、本耶馬溪町、耶馬溪町及び山国町を除く。)、宇佐市(安心院町及び院内町を除く。)又は豊後高田市に住所を有する者であつて、手繰第2種こぎ網漁業の許可を有する者	令和8年8月25日から令和8年9月25日まで
2-2-3	手繰第3種貝けた網漁業 (三県共通海域)	77 隻	5 トン未満	48 キロワット (15) 以下	次の①、タ、ソ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス及びナの各点を順次に結んだ線とナからトに至る間においては姫島の最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線並びにト、④、③、②及び①の各点を順次に結んだ線以内の海域 ク 福岡県行橋市蓑島頂上と山口県山陽小野田市大字小野田本山岬南端とを結ぶ線の中央点 ケ 山口県宇部市大字東岐波丸尾崎東端とチの点を結ぶ線と、山口県宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と大分県宇佐市長洲漁港導流堤灯台とを結ぶ線との交点 コ 山口県宇部市大字東岐波丸尾崎東端と大分県宇佐市長洲漁港導流堤灯台とを結ぶ線と、山口県宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と大分県東国東郡姫島村三ツ石鼻西端とを結ぶ線との交点 サ 山口県防府市向島タズノ鼻突端と大分県東国東郡姫島村観音埼突端とを結ぶ線と、山口県防府市大字江泊竜ヶ崎突端と大分県国東市国見町竹田津琵琶崎突端とを結ぶ線との交点 シ 大分県東国東郡姫島村丸石鼻突端と山口県光市大字室積村杵崎西端とを結ぶ線と、山口県防府市佐波島頂上と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線との交点 ス 大分県東国東郡姫島村姫島灯台と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線と、山口県光市大字室積村杵崎西端と大分県国東市国東港富来地区北防波堤旧灯台跡とを結ぶ線との交点	令和8年11月10日から令和9年4月19日まで。ただし、①、タ、ソ、ク、ケ、コ、サ、ヌ、ネ、ツ、④、③、②及び①の各点を順次に結んだ線によって囲まれた海域にあつては、令和8年11月10日から令和9年3月18日までとする。	中津市(三光、本耶馬溪町、耶馬溪町及び山国町を除く。)、宇佐市(安心院町及び院内町を除く。)又は豊後高田市に住所を有する者であつて、手繰第2種こぎ網漁業の許可を有する者	令和8年8月25日から令和8年9月25日まで

					ソ 山口県宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と福岡県豊前市宇島港西3号防波堤灯台とを結ぶ線と、福岡県行橋市蓑島頂上と大分県豊後高田市見目長崎鼻突端とを結ぶ線との交点 タ チの点から真方位6度15分の線と、福岡県行橋市蓑島頂上と大分県豊後高田市見目長崎鼻突端とを結ぶ線との交点 チ 大分県中津市小祝漁港の旧突堤の先端（灯台跡）に設置した標識から真方位296度20分80メートルの点 ツ 山口県宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と大分県国東市国見町竹田津琵琶崎突端とを結ぶ線と、山口県防府市佐波島頂上と大分県豊後高田市豊後高田港導流堤灯台とを結ぶ線との交点 テ 大分県国東市国見町伊美権現崎突端と山口県山口市竹島頂上とを結ぶ線と、大分県宇佐市長洲漁港導流堤灯台と山口県防府市野島南端とを結ぶ線との交点 ト 大分県東国東郡姫島の最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線と、ツの点とテの点とを結ぶ線の延長線との交点 ナ 大分県東国東郡姫島の最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線と、同県東国東郡姫島村姫島灯台と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線との交点 ヌ 山口県宇部市旧宇部港赤灯台（北緯33度56分12秒、東経131度13分57秒）とチの点とを結ぶ線の中央点 ネ チの点から真方位6度15分の線上チの点から17,000メートルの点 ① チの点から真方位6度15分の線上チの点から6,000メートルの点 ② 大分県豊後高田市西国東干拓第2工区北東端から磁針方位323度45分の線上6,600メートルの点 ③ 大分県豊後高田市と同県国東市との最大高潮時海岸線における境界点から350度の線上6,940メートルの点 ④ 大分県豊後高田市と同県国東市との最大高潮時海岸線における境界点から350度の線と、ツの点とテの点とを結ぶ線との交点			
--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考

- 1 「旧漁船法馬力数」は、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）附則第2条第1項及び第2項の規定により推進機関の馬力数がなお従前の例によることとされる船舶の推進機関に適用する。
- 2 この告示に係る許可又は起業の認可には、必要な条件を付けるものとする。